（策定）令和８年３月２７日

医療法人（社団）誠之会　行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

【計画期間】　令和８年４月１日～令和１３年３月３１日（５年間）

①男性の育児休業取得を促進するための措置の実施。

◆制度の周知・個別案内および職場環境整備により、１名以上の男性育児休業及び育児休業目的休暇の取得を目指す。

②子どもが生まれる男女職員に対し、制度（産前産後休暇、育児休暇、育児休業給付金、育休中の社会保険料免除など）を周知する。

◆対象職員に対し、育児休業等の制度についてパンフレット等を用いて、周知・啓発を行い、活用を促進する。

③フルタイム職員の法定時間外・法定休日労働時間の平均について、各月 20 時間未満とする。

◆月次で部署別残業時間を確認し、長時間労働部署へ改善指導を行う。

医療法人（社団）誠之会